

新型コロナウイルスワクチン 交互相種について

医療危機対策本部室

2021年10月5日

1 交互相種について（厚労省の考え方）

厚労省手引き4.1版より（9/21更新）

交互相種への対応

- ・原則として、同一の者には、同一のワクチンを使用する
- ・以下のパターンは、1回目と異なるワクチンを2回目に接種することができる

○パターン1

重篤な副反応が出た場合

○パターン2

医学的見地から、同一ワクチンの接種が困難と医師が判断した場合

○パターン3

国内のワクチンの流通の減少や転居等の都合により接種が困難な場合

2 交差接種の「必要がある場合」の考え方

パターン1、2

- 医学的見地から医師が同一ワクチンの接種が困難と判断した場合
 - ▷ただし、「診断書の提出は不要」であり、賠償責任が生じた場合でも、その責任は接種を行う自治体が負い、医師は責任を問われない（厚労省Q A）
- ➡ **自身のかかりつけ医等の事前相談の結果を尊重し接種可とする**
(接種会場での問診では、**かかりつけ医の判断を優先**)

パターン3

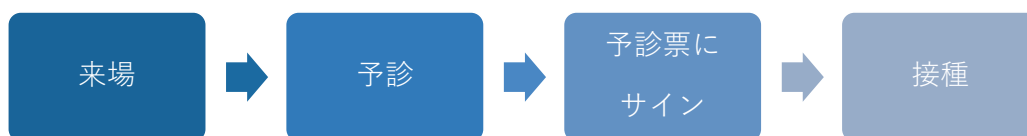
- ワクチンの国内流通の減少や転居等により接種が困難な場合
 - ▷副反応への不安などで、かかりつけ医等の事前相談なく接種を求められる可能性もある
- ➡ **問診の段階で接種を断ることも理解いただいた上で接種可とする**
(上記の理由で接種を求められた場合、接種不可とすることが難しいため)

※ 上記いずれも、本人の主張を確認すべき書類や手順はなく、自治体の判断

2

3 交差接種の流れ

【通常のワクチン接種】



【交差接種】



後日「交差接種とは知らなかった」とならないための防御手段として導入

3

4 交互相種に係る今後の対応

本県としての運用

- 本人の主張が適正であり、**本人の意向であることを確認するため、「確認書」**の提出を求める（予約ページで周知、事前ダウンロード用の様式を掲載）
- 「確認書」では、**次のいずれの理由による接種なのか明らかとする**
 - 事前に、医学的見地から、同一ワクチンの接種が困難と医師が判断したため
 - 他のワクチンの流通減少や転居等によりワクチン接種が困難であるため